

令和3年9月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和3年9月10日 午後3時18分
第一委員会室
- 2 閉会日時 令和3年9月10日 午後4時10分
- 3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渡田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渡田 佳規
安武 昇	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2)欠席者

高原 尚広

- 4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

- 5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

午後 3 時 18 分開会

○事務局長（██████君） それでは令和 3 年 9 月期定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、出席委員の確認をさせていただきます。

██████から欠席の連絡を頂戴しております。本日の出席委員は 19 人であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、██████ よろしくお願いたします。

○議長（██████君） 現地視察等、お疲れでございました。

稲刈りも、もうそろそろ始まっておりまして、忙しい時期を迎えることと思います。今月から来月にかけて稲刈りもありますし、忙しい時期を迎えますけども、皆さん方、体に気をつけていただきたいと思います。

1 つ、挨拶ではありませんけど、特に新規の方、皆さん方の家に全国農業新聞が送ってきとると思います。一方的に送ってきとるように思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、本来であれば、先月、お伝えしとかないかんやったんですけども、農業委員の間、全国農業新聞を取っていただくということでお願いしております。ぜひ、中身を御覧いただいて、農業委員活動あたりが割とこれには紹介されておりますので、もう一つ、日本農業新聞というのがあるんですけど、そちらは、農業の生産関係とか、市況だとか、農業生産に直接関連するものが多いんですけど、これは施策的なものであるとか、今回も来年度の予算編成あたりに農業委員会の費用がどういものが幾らぐらい要求されよるかとか、そういう内容も書かれておりますので、ひとつ、そういう目で御覧いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、定例会を開催いたしたいと思います。

○議長（██████君） 開催の前に、本日の議事録署名委員を██████と██████お 2 人でお願いたします。よろしくお願いたします。

○議長（██████君） それでは、議事に入らせていただきます。

まず、日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条、申請番号 9 の 18、よろしくお願いたします。

○係（██████君） 第 1 号議案、申請番号 9 の 18、9 の 19 に入ります前に、皆様に、先にちょっと御説明をさせていただきたいことがございまして、議案書と別に 1 枚物で、農地所有適

格法人についてといった紙を配らせていただいております。といたしますのも、今回の農地法第3条の申請2件、申請番号9の18、19と、それから申請番号9の20から23につきましては、それぞれ農地所有適格法人が農地を所有するという申請内容でございますので、先にその法人について御説明をさせていただきます。

読み上げさせていただきます。

農地所有的確法人とは、農業を営む法人が要件を満たすことで農地を取得できる法人を言います。ただ、要件を全て満たしているからといって、即座に農地所有適格法人というふうになるわけではなく、農地の取得の許可を受けた段階で、農地所有適格法人として、農地を所有することができるようになります。

また、要件としましては、4つ大きくございまして、その全てを満たし続ける必要がございます。下に1から4番まで記載をさせていただきます。

まず、1番の法人形態要件でございますけれども、農地所有適格法人となることができる法人については、農事組合法人（2号法人）、また、持分会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれか。また、株式会社、これは株式を公開していない株式会社、また、特例有限会社と申しまして、2006年の会社法設立前から有限会社であった会社についても、この株式会社に含めて法人形態要件の中に入っております。

2番目、事業要件としましては、直近3か年、新規の法人だと今後3か年の総売上高の過半数、過半を農業の収入が占めていること。つまり、主に農業をされている法人ということで、事業要件というものがございます。

3番目ですけれども、構成員・議決権要件と申しまして、法人の議決権また総社員数の過半数が農業関係者で占められていることということになっております。

下に、四角で囲んでおりますけれども、農地の権利提供者、その法人に農地を提供している人、また、農作業委託農家、その法人に農作業を委託している人、または農業の常時従事者、その法人が行う農業に年間150日以上従事している人というような、この要件の中の農業関係者というふうになっております。

4番目、役員要件でございますけれども、役員の過半を農業の常時従事者、年間150日以上、その法人の農業に従事する者が占めていること。役員または主な使用人のうち、1名、それ以上が農作業に従事すること。原則、これは60日以上、年間60日以上従事していることというのが要件になっております。

これら全ての条件を満たし続けることで、法人として農地を所有することができるようになるというのが農地所有的確法人の制度内容となっております。

また、農地所有適格法人では、報告の義務というものがございまして、年に1度農業委員会のほ

うに、その法人の事業年度が終了する3か月以内に事業の内容等について報告をする義務が生じております。また、その報告の中で、その4要件、今、申しあげました4要件を満たしているかというも精査をいたしまして、そこで、満たせない、要件を満たせないということになると、この時点で、もう農地の所有ができなくなるといった制度になっております。

農地所有適格法人について説明をさせていただきました。

それでは、議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号9の18、9の19について御説明をいたします。

申請番号9の18、19については、同一の申請人になりまして、隣接した農地の申請であることから、併せて御説明をさせていただきます。

本件は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。譲受人が、現在久留米市内において法人として農業をされている方で、農業従事年数は約27年と伺っております。

現在の農業経営状況は、果樹等の苗木の生産を行っております。今回新たに、ブルーベリー、レモン等の生産ができる場所を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、今回の申請になっております。

では、農地法第3条の申請と併せまして、農地所有適格法人の届出が提出されておりました、事務局で受理をさせていただいております。

また、9月3日の事前審査会におきまして、農地所有適格法人の届出者に対して、役員の皆様より面談を行っていただいております。

議案書の4ページのほうに、先ほど申しました法人の4要件について、確認表を記載させていただいております。

こちら、少し説明をさせていただきながら、読み上げをさせていただきます。

まず、1番の法人形態要件でございますけれども、こちら、XXXXXXXXXXから、有限会社の格を所有されているところでございまして、こちら、会社法、2006年の会社法施行前から、有限会社の格を所有されているということで、こちらは、適というふうに判断をしております。

事業要件でございますけれども、こちら古賀市の中では、新規の届出となっておりますので、これから3年間の販売計画等々を見まして、総売上の中に、総売上の過半を農業収入が占めるということで、事務局のほうで確認をさせていただいております。

3番目、構成員・議決権要件でございますけれども、こちら、議決権を持つ者の過半を農業者が占めておりましたので、こちらも適としております。

4番の役員要件でございますけれども、法人の理事等の過半を農業に従事する構成員が占めて

おりましたので、こちらも適とさせていただきます。

また、年間60日以上という要件もクリアしておりますので、その下も適というふうにしております。

こちら確認した資料ですけれども、法人のほうから出されました届出とそれに併せまして、提出していただいた会社の履歴事項全部証明書、決算書の写し等にて確認を行っております。

続きまして、位置図の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお開きください。

今回の申請地は、薬王寺水辺公園の北側に位置している斜線部、計4筆でございます。今回の申請地における営農計画としましては、ブルーベリー、レモン等の栽培を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は4,168m²で、今回の申請地の面積を合わせますと6,987m²となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(君) 説明終わりました。9の18、9の19、2つ併せての審議でございます。現在、申請番号9の18と9の19を併せて御審議をお願いいたします。

質問等ございましたらお願いいたします。適格法人についての質問でも結構でございますので、よろしく願います。質問ございませんでしょうか。—はい。

○委員(君) 地元農業委員、何か言わないかんですか。

○議長(君) 地元の農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

○委員(君) 一応、現地も確認して話も聞いた上で判こを押しました。

○係長(君) 一応、転用分の場合だけ、役員さんのほうに補足説明をしていただきまして、もちろん今回のように説明していただいてもかまいません。

農地転用であったりとか、非農地証明のときに説明をしていただくのは必須となっておりますけれども、3条の場合は、問題なければ、割愛していただいてもかまいません。

○議長(君) 何か御質問等ございましたらお願いいたします。—質問ないようございましたら、9の18、9の19、採決でございます。農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長(君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、第3条9の20、どうします。全部一括で説明をお願いしましょうか。

20から23までですね、お願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号9の20から23について併せて御説明をさせていただきます。

こちらについても、同一の申請人でありまして、隣接した農地の申請でありますことから、併せて御説明をさせていただきます。

また、こちらにも農地所有適格法人が農地を所有する内容になっておりますので、先に法人の要件等の確認をさせていただければと思います。

議案書の11ページに、こちらの法人の確認表を記載させていただいております。

こちらにも読み上げさせていただきます。

1番の法人形態要件でございますけれども、こちらは、株式会社の格を所有されている会社でございますので、こちらを適としております。

2番目の事業要件でございますけれども、こちらにも古賀市の中では、新規の農地所有適格法人の届出ですので、これからの3年間の販売計画等を見まして、総売上過半以上を農業収入が占めておりますので、適としております。

3番目の構成員・議決権要件でございますけれども、こちらにも過半を農業者が占めておりますので、適としております。

4番目の役員要件でございますけれども、こちらにも農業に従事する者、常時従事する者が過半を占めておりましたし、また、年間60日の要件をクリアしておりますので、併せて適としております。

それでは、議案の中身の説明に移らせていただきます。

議案書は1ページから2ページにわたっております。併せて説明をさせていただきます。

また、こちらの申請地につきましては、実は、令和3年7月の農業委員会にて御審議をいただいておりますけれども、申請人が代表を務めます法人にて、農地を所有することが融資の条件となっておりましたので、法人による再度の申請が行われております。

また、本件の申請に併せまして、申請人より顔末書提出が既にあっております。

それでは、申請番号9の20から説明をさせていただきます。

申請番号9の20は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。申請番号9の21から23につきましては、申請人が賃借権を設定し、農地として使用していく内容です。

なお、申請番号9の23につきましては、前回御審議をいただいた内容から1筆増えております。

譲受人は、年齢36歳で、新宮町内において法人で農業をされている方です。農業従事年数は

約15年と伺っております。現在の農業経営状況につきましては、御家族と共にイチゴの生産をされております。現在新宮町内で営農をしている場所が区画整理の対象となったことから、近隣にイチゴの栽培ができる場所を探していたところ、隣渡人の話がまとまったため、申請に至っております。

また、農地法第3条の申請と併せまして、農地所有適格法人の届出の提出もあっておりまして、9月3日の事前審査会におきまして、届出者に対し、役員の皆様から面談を行っていただいております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の6ページから9ページに地図を記載させていただいております。失礼しました。7ページ、7ページから10ページに記載をさせていただいております。

今回の申請地は、古賀グリーンパークの東側に位置をしております斜線部、点線で囲っておりますけれども、計12筆でございます。

それぞれの申請番号ごとに御説明をさせていただきます。

7ページ、今、申請番号9の20の申請地を図示しております。斜線部の計6筆となっております。

8ページには、申請番号9の21の範囲を図示しております。斜線部の1筆でございます。

9ページには、申請番号9の22の範囲を図示しております。斜線部の計2筆となっております。

10ページには、申請番号9の23の範囲を図示しております。斜線部の計3筆となっております。

今後の申請人における営農計画といたしましては、ここでイチゴの栽培を行っていきたいということですので。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は7,004m²で、今回の申請地の面積を合わせますと、1万8,591m²となり、50a要件をみたしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。質問なり御意見ございましたらお願いいたします。
 委員。

○委員（ 君） すみません。事務局のほうにお尋ねします。

12ページで、届出書の中に、所在と法人名が書いてあるんですけど、代表者名が入ってないんですけど、これはこれで受理されたんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 失礼いたしました。ここ、法人名となっておりますけども、本来であれば、代表取締役名まで記載されてあるものが正しいかなと思いますので、こちらのほう差し替えといえますか、届出書のほうを再度提出していただきたいと思います。大変申し訳ありません。

○委員（ 君） それと、すみません。

○議長（ 君） はい。

○委員（ 君） 併せてですけど、販売高の実績のところの3年目、金額が修正されてありますけど、これも、もし、差し替えさせてあることには、これも一緒に差し替えてください。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局、よろしくお願いします。

○係長（ 君） はい。

○議長（ 君） ほかに御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、 委員。

○委員（ 君） 事前審査会で、6名で、御2人と面談させてもらったわけですが、御2人とも、法人にされて、やはり、お話聞いていますと経営を知っている方かなって思います。先ほど収益もちゃんと計画、数字を出して報告があったわけですが、今まで農業は世襲といえますか、私もそうなんですけど、長男として生まれて、農業を継ぐものという気持ち、守るという観念が強かったですが、今からの経営者はこのように経営計画を持たれて、収益だす方が多くいると思うんですけど、今までの農業じゃあ、やはり、行き詰まりを感じると思うんですね。ですから、こういう方が、特に古賀市以外から参入してこられるということが、補助金なり、制度を活用したいという思いもあるかと思しますので、こういう農業経営体の方が増えることを期待したいとは思っております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。今後、こういう可能性、やっぱり、増えてくるだろうというふうに思いますので、農地を農地として活用していただくわけですから、大規模なり、施設園芸なり、しっかりやっていただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問ございませんか。——それでは、採決に入ります。賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

○議長（ 君） それでは、次に行きます。

日程2、議案第2号農地法第4条の説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法第4条の許可申請、申請番号9の1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請により、貸資材置場への転用を行うといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

申請地は、北筑昇華苑入り口交差点の西側に位置する斜線部、計2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東を河川、西、南を宅地で分断されておりまして、北へは農地の広がり一部ございますけれども、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断しております。

次に、計画図等を説明させていただきます。

16ページから18ページに図面を記載させていただいております。

16ページが現況図、17ページ、18ページに計画図を記載させていただいております。

17ページを御覧ください。

計画では、図面の西側、申請地の西側にある市道により乗り入れを行うものとしておりまして、申請地内に碎石を敷設後、敷地内に建設現場で発生した残土仮置場、トラックの車両を配置する計画となっております。

次に、雨水雑排水関連について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、浸透排水のほか、東側に雨水の溜枒を設けまして、東側への河川の放流を予定しております。

また、汚染雑排水の排水はございません。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

18ページに断面図を記載させていただいております。

こちら敷地内に20cm厚で碎石を敷設する計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年8月1日付で、無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局からの説明は終わりました。何か質問、御意見等ありましたらお願いいたします。はい。

○委員（██████君） 今回の内容、貸資材置場についての計画で、内容の確認いたしましたところ、周囲の農地に対しても、別に問題はないと考え、8月1日開発委員会におきまして、開催し、無条件で委員会としては承諾をしました。よろしくお願いたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。地元委員さんの説明も終わりました。御意見や質問ございましたらお願いたします。——ございません。じゃあ、ないようでしたら、採決を取らせていただきます。賛成されます農業委員の方、挙手をお願いたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

では、続きまして、9の2、説明をお願いたします。

○係（██████君） 続きまして、申請番号9の2について御説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請により農地改良を行い、畑地への転換を行うといった内容でございます。申請人、申請事項につきましては、記載のとおりとさせていただきます。位置図の説明をいたします。議案書の19ページを御覧ください。

申請地は古賀東中学校の南西に位置する斜線部の計6筆でございます。今後の申請地における営農計画としましては、畑地の転換を行った後、ブルーベリー農園として営農をしていきたいということで、伺っております。

次に、計画図等の説明をさせていただきます。

20ページから22ページにわたって、図面を記載させていただいております。

20ページが現況図、21ページが計画図となっております。21ページを御覧ください。

図面にございます黒い点線で囲っている範囲につきましては、表土のはぎとり及び整地というもので、こちら、真砂土を入れる計画となっております。真砂土を入れて水こう配を取るために、少し盛土を行いたいということでございます。

また、1番東の下側にございます1筆のところですが、こちらは乗り入れのために盛土を行いたいということで伺っております。

次に、断面図等、説明をさせていただきます。

先ほど少し御説明した内容に重複いたしますけれども、全面的範囲におきまして、表土のはぎとりと真砂土を入れて勾配をつけるといった入れ替えの工事、また、断面図4の4にございますけれども、こちらの盛土につきましては、乗り入れのため、盛土を行いたいということで、計画として上がっております。いずれも高さ的には30cm程度となっております。

雨水排水につきまして、説明をさせていただきます。

こちら、雨水排水につきましては、浸透排水のほか、既存の農業水路、水路がございますので、

そこに水の取り口のあたりから排水を行いたいということで、計画として上がっております。

また、汚水雑排水等の排水はございません。

最後に地元水利承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年8月23日付で、無条件での承諾書提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局からの説明終わりました。御意見、御質問——地元委員さん、お願いします。

○委員（ 君） 地元委員の です。

先ほどの説明に補足させていただきます。

今回は、農地の改良によって畑地へ転換し、ブルーベリーの栽培を行う予定と聞いております。本人と面談しましたが、ブルーベリーは排水がよくないとできないということで、畑地に転換して、勾配をつけたいということでもあります。

また、私どもから、農区長さんと一緒に協議しましたところ、将来は観光農園として利用していきたいということですが、この道路はあまりよくないものですし、農道でありますから、道には車をとめないよう要望をしております。周辺の農地に対しても問題はないと考えておりますので、御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、御意見等ございましたらお願いいたします。——はい。

○副会長（ 君） ブルーベリーの栽培ですよね。農地改良、これ4条ですか。これ、なぜ4条なのかという、これですね、農業委員さんも分らんと思いますよ。

○係（ 君） 申請人は、後ほど別の者が説明いたしますが、利用権の設定で、耕作権を取得されるということで、この耕作権でもって、第4条の申請というふうにしております。これ、所有権が変わるといったような話でしたら、第5条の申請というふうになるんでしょうけども、農地を改良する際に一時的にはございますけれども、かなり重機とか入って作業することになりますので、その分での一時転用の申請ということになっております。

○副会長（ 君） これ面積と関係するわけですね。

○係（ 君） 面積も、はい。こちらが許可申請になるかどうか、届出になるかどうかというところが面積の要件になっておまして、1,000m²を超えてくると、また、盛土、切土の高さが1mを超えてくると許可申請が必要といった案件になってまいります。

○副会長（ 君） ということだそうでございます。ありがとうございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

か。委員、お願いします。

○委員（ 君） さんについてなんですけど、以前から、ここでブルーベリーの観光農園をやりたいんだということで、何度か相談を受けたことがあります。本人さん、当時は会社勤めされていたんですけど、今はもう完全に会社も辞められて、ブルーベリーで俺はやっていくと、そういう熱意を持った方です。1から、今から農業を始める方で、もう金くの、こういうルールとか、申請とか、全く分からない方なんですけど、これから、ブルーベリーを頑張っていられるんじゃないかなと思います。

現在、実は2年ぐらい前から、ブルーベリーの栽培を既に始めてあって、品種でいくと数十種類、苗も1,000本以上、ずっと栽培を続けて準備をされております。熱意とやる気だけは物すごく持たれている方なので、お知らせをしておきます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。皆さんも、いろいろ御相談ありましたら、応援をよろしく願いいたします。

じゃあ、採決に入って、ようございますでしょうか。

では、賛成されます農業委員の方、挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程第3、議案第3号農地法第5条の許可申請について、9の10、事務局お願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号9の10について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条についてより売買を行い、貸資材置場として、転用するという内容となっております。

申請人、申請人につきましては、記載のとおりです。

それでは、まず、位置図の説明をいたします。

議案書の24ページ目をお願いいたします。

申請地は、コスモス広場の南西に位置する斜線部の1筆となっております。

次に、農地法の説明をいたします。

本申請地は、西側を河川、東側を県道、南側を宅地で分断されており、北側に農地の広がりがございますが、10ha未満であることから、2種農地であると判断しています。

次に、計画図の説明をいたします。

議案書の25ページ目の現況図、26ページが計画図となっております。

計画では、申請地の東側にごございます県道筑紫野古賀線より乗り入れを行う計画となっております。敷地内には、中古車販売用の自動車を12台駐車する計画となっております。

次に、切土、盛土について説明いたします。

27ページをお願いいたします。

申請地におきましては、県道から乗り入れをするため、1.4mの盛土を行う計画でございます。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

雨水排水につきましては、路面上の浸透排水のほか、南側の水路へ放流する計画となっております。

汚水雑排水については、ありません。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、令和3年8月1日付で、無条件の承諾書の提出となっております。併せまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明が終わりました。■■■委員。

○委員（■■■■君） 今回の内容につきまして、御説明いたします。

現在、資材置場として計画で、内容も確認いたしましたところ、周囲の農地に対しても別に問題はないと考えまして、8月1日に開発委員会を行いました。ここで、無条件で承諾しております。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。■■■委員、着席のままでいいです。

地元委員さんから補足説明も終わりました。意見、質問等ございましたらお願いいたします。——ごございますかね。それでは、採決に入らせていただきます。賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございました。

それでは、その次、9の11について、事務局、お願いいたします。

○係（■■■■君） 引き続き、申請番号9の11について御説明をいたします。

ページ23ページにお戻りください。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、貸資材置場に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の28ページを御覧ください。

こちら、北筑昇華苑入り口交差点の西側に位置する斜線部の計3筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東、北、南の宅地で分断されておりまして、西には一部農地の広がりがございますけれども、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断しております。

次に、計画図等の説明をさせていただきます。

29ページに現況図、30ページ、31ページに計画図を記載させていただいております。

30ページを御覧ください。

計画では、東側の道路より乗り入れを行いまして、申請地内において、大型車、こちらは10tトラックでございます。41台分の駐車場を設置する計画となっております。

次に、雨水雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、敷地内で浸水した雨水、これをオイルトラップを通しまして、最終的に敷地外へ排出をする計画となっております。

汚水雑排水の排水はございません。

最後に、地元水利承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年8月22日付で承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明終わりました。質問や意見等ございましたら、お願いいたします。 委員。

○副会長（ 君） 地元委員の でございます。

この案件は、地元で3回ほど委員会を起こしました。まず、地元で打診がありました。こういうことをしたいということで、内容は、ここを申請地をパネルのみで囲ったような計画で地元で打診があったものですから、これから先をどういうふうにするかという点で、地元の方には要望されたいという点で、幾つか要望いたしました。例えば、この周りにフェンスを張って、それから、そのオイルトラップですね。これも左右に、北と南のほうに民有地があるから、そちらのほうに2か所つける。それから、開発のたびにいつも問題になるんですが、北側の水路の、これ農道って書いてありますけど、これ里道なんですけど、開発が起こるたびに受益者の多くの受益者がなくなることで、ここの管理というのはおろそかになってしまいますし、ここの管理大変なことになってきますんで、ここ、管理ができるだけしない方がいいように、ここを草が生えないように対策してくれという要望をしました。その全て協力的で、地元の要望に対しては、全て100%応じてもらいましたので、快く承認いたしました。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。説明は終わりました。

ありがとうございます。ほかに質問、御意見ございませんでしょうか。——ないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） それでは、日程4、議案第4号農用地利用集積計画の公告について、事務局の説明をお願いします。

○係（ 君） では、議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を受けて、農用地利用集積計画を定めなければならないことから、議案上程いたしました。

今回、新規で4件、更新で2件を利用権設定、農地の貸し借りの申出がっております。

それでは、議案について説明させていただきます。

32ページを御覧ください。

申請前の9の37、青柳にございます3筆で、合計面積が1万1,400㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和3年9月13日から令和19年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9の38、釜内にごございます3筆で、合計面積が3,143㎡、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年9月13日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9の39、釜内にごございます1筆で、面積が2,091㎡、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年9月13日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9の40、釜内にごございます計6筆で、合計面積が5,227㎡になります。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和4年1月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、34ページ、申請番号9の41、谷山にごございます2筆で、合計面積が3,139㎡で、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年11月1日から令和8年10月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9の42、谷山にごございます1筆で、面積は1,395㎡、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年11月1日から令和8年10月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9の43、新原にございます6筆で、合計面積が4,413m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年9月13日から令和23年8月末までの貸し借りとなっております。

なお、34ページの申請番号9の41、9の42につきましては、右側の備考欄にも記載させていただいておりますように、農地中間管理事業による農地の貸し借りとなっております。

この事業は、地権者から耕作者に直接貸付けを行うのではなく、地権者と耕作者の間に公的機関である農業推進機構ですね、こちらが仲介することで、安心して農地の貸し借りを行うことができます。こちら、今回は、地権者から農地中間管理機構への用地の貸付けの案件となっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の皆様のご署名捺印を頂いておりますことから、新規受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） 農地利用集積計画の説明が終わりました。御意見等ございましたらお願いいたします。

これも一応採決になるんですかね。はい。ようございますか。それでは、御意見等なければ、採決を取りたいと思います。賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（ 君） 全員賛成。

午後4時10分閉会
